

平成30年度

登米市老人保健施設事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県 登米市

議案第20号

平成30年度登米市老人保健施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度登米市老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 入所利用者数	25,550人
うち短期入所者数	3,650人
(2) 通所利用者数	7,982人
(3) 居宅利用者数	366人
(4) 一日平均入所者数	70人
うち短期入所者数	10人
(5) 一日平均通所利用者数	26人
(6) 一日平均居宅利用者数	2人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 老健事業収益		425,097千円
第1項 事業収益		405,182千円
第2項 事業外収益		19,915千円
	支	出
第1款 老健事業費用		453,622千円
第1項 事業費用		421,505千円
第2項 事業外費用		13,413千円
第3項 特別損失		18,704千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		61,703千円

第1項	出資金	39,741千円
第7項	他会計負担金	21,962千円
	支	出
第1款	資本的支出	61,703千円
第1項	建設改良費	21,962千円
第4項	償還金	39,741千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 297,156千円

(2) 交際費 29千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、17,369千円と定める。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣